

四日市市告示第 113 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、四日市市午起土地区画整理組合の事業計画の変更を平成 27 年 3 月 26 日付で認可したので、同法第 39 条第 4 項の規定により公告する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

1 組合の名称及び事務所の所在地

四日市市午起土地区画整理組合

四日市市新浜町 1 4 番 1 1 号

2 設立認可の年月日

昭和 62 年 8 月 25 日

3 事業施行期間

昭和 62 年 8 月 25 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 施行地区

四日市市午起三丁目、東新町及び大字四日市字午起の各一部

5 変更内容

東工区の土地利用上の観点から事業の進捗及び実績に合わせ事業施行期間及び資金計画を変更する。

6 変更認可の年月日

平成 27 年 3 月 26 日

（都市整備部市街地整備・公園課）